

平成 23 年 6 月 30 日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
農林水産省大臣官房国際部参事官（貿易関税チーム）

ブラジル向けに輸出される食品に関する証明書の発行について

東日本大震災にともない、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、産地証明や放射性物質に関する検査証明などが求められるようになっており、その数は増加傾向にあります。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 4 月 21 日付 23 国際第 83 号農林水産省大臣官房総括審議官（国際）通知）により、既に証明書発行の協力をお願いしたところです。

今後も、別添「諸外国・地域の規制措置」にありますように、各国からの要請に基づいて輸出証明書の発行が必要と考えられますので、可能な限り、事務手続きの簡素化を目指し、輸出証明書様式を一般化して、各国共通の様式になるよう協議を進めて参ります。

様式が決まり次第、速やかに各都道府県にお知らせしますので、今後も輸出証明書発行にご協力をいただくようよろしくお願い申し上げます。

つきましては、今般、ブラジルについて、下記の通り輸出証明書の取り扱いが決まりましたので、お知らせするとともに、対応方よろしくお願い申し上げます。

記

ブラジルについては、4 月 11 日より我が国からブラジルへ輸出される食品に対して、我が国の当局が発行する証明書の添付を求めています。

このため、別紙の通り証明書の発行条件及び手続を定めましたので、当分の間、各都道府県の農林担当部局（農林水産物の輸出担当が他部局である場合にあっては、その部局。以下同じ。）による証明書の発行をお願いいたします。

なお、水産物については別途、水産庁において証明書を発行することとしております。

ブラジル向けの証明書の発行の発行条件及び手続きについて

第1 ブラジル向けの証明書発行の対象となる食品

日本からブラジルへ輸出する全ての食品（日本で産出され、又は、日本から発送される食品（直接又は加工後に食されることを意図した産品）であって水産物以外のものをいう。）

第2 証明書の発行要件

以下の1から3のいずれかの要件を満たす食品に証明書を発行することとする。

なお、ブラジル側に提出する際には、ポルトガル語訳を添付する必要がある。

- 1 平成23年3月11日より前に、生鮮食品にあっては収穫、加工食品にあっては加工されたものであること。
- 2 12都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京及び千葉）以外の道府県の出産であること。
- 3 12都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京及び千葉）が原産で、ブラジルにおける食品中の放射性物質基準（Codex Standard 193-1995 の基準に同じ）に適合されたものであること。

第3 証明書の申請手続き

- 1 証明書の発行を申請する者は、以下の（1）から（5）に掲げる書類を都道府県の農林担当部局宛に提出する。
 - （1）証明書発行申請書（別記様式1）
 - （2）ブラジル政府への輸出申請書（別記様式2）
 - （3）第2の1に該当する場合は、収穫又は加工の製造年月日を証明することができる書類
 - （4）第2の2に該当する場合は、収穫又は加工された都道府県を証明することができる書類
 - （5）第2の3に該当する場合は、ブラジルの食品中の放射性物質基準（Codex Standard 193-1995 の基準に同じ）に適合されたことを証明することができる書類
 - （6）ブラジルへの輸出申請書記載事項を確認することができる書類
- 2 都道府県の農林担当部局は、1の（3）、（4）又は（5）の内容、1の（6）と輸出申請書記載事項が合致することを確認の上、別記様式2に署名押印することにより、証明書を発行する。
- 3 ブラジル政府から要求されているポルトガル語翻訳の様式は、証明書の発行後、輸入業者の方で記載し、ブラジル政府に提出する必要がある。詳細は別紙フロー図を参照されたい。

第4 申請先

都道府県の農林担当部局（農林水産物の輸出担当が他部局である場合にあっては、その部局。）

第5 特別な場合における国による証明書の発行

- 1 以下のような特別の場合にあっては、国（地方農政局を含む。）が証明書を発行するものとする。
 - （1）申請する対象品目が水産物である場合
 - （2）被災により証明書の発給が事務的に困難となっている県への申請者である場合
 - （3）その他国の関与が必要と認められる場合
- 2 1の（3）の「その他国の関与が必要と認められる場合」については、都道府県が国（地方農政局を含む。）と協議して決定するものとする。

第6 その他

諸外国の要求する証明書について疑義のある事項が生じた場合には、農林水産省大臣官房国際部国際経済課輸出促進室あて協議するものとする。

(別記様式 1-1)

ブラジル向け輸出食品（水産物を除く。）の輸出に関する証明申請書

年 月 日

都道府県農林担当部局長 殿

申請者 住所
氏名 印

私は、標記について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴自治体及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

Declaration for the import into Brazil

of food(s) from Japan

Consignment Code..... Declaration Number

.....
.....(competent authority)

DECLARES that the Food(s) (products) of this consignment composed of:.....

.....
.....
.....(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)

which comes from the establishment

.....
..... (name and address of establishment)

embarked at

..... (embarkation place)

going to.....

.....
.....
..... (identification of importer)

☐ has been harvested and/or processed before 11 March 2011

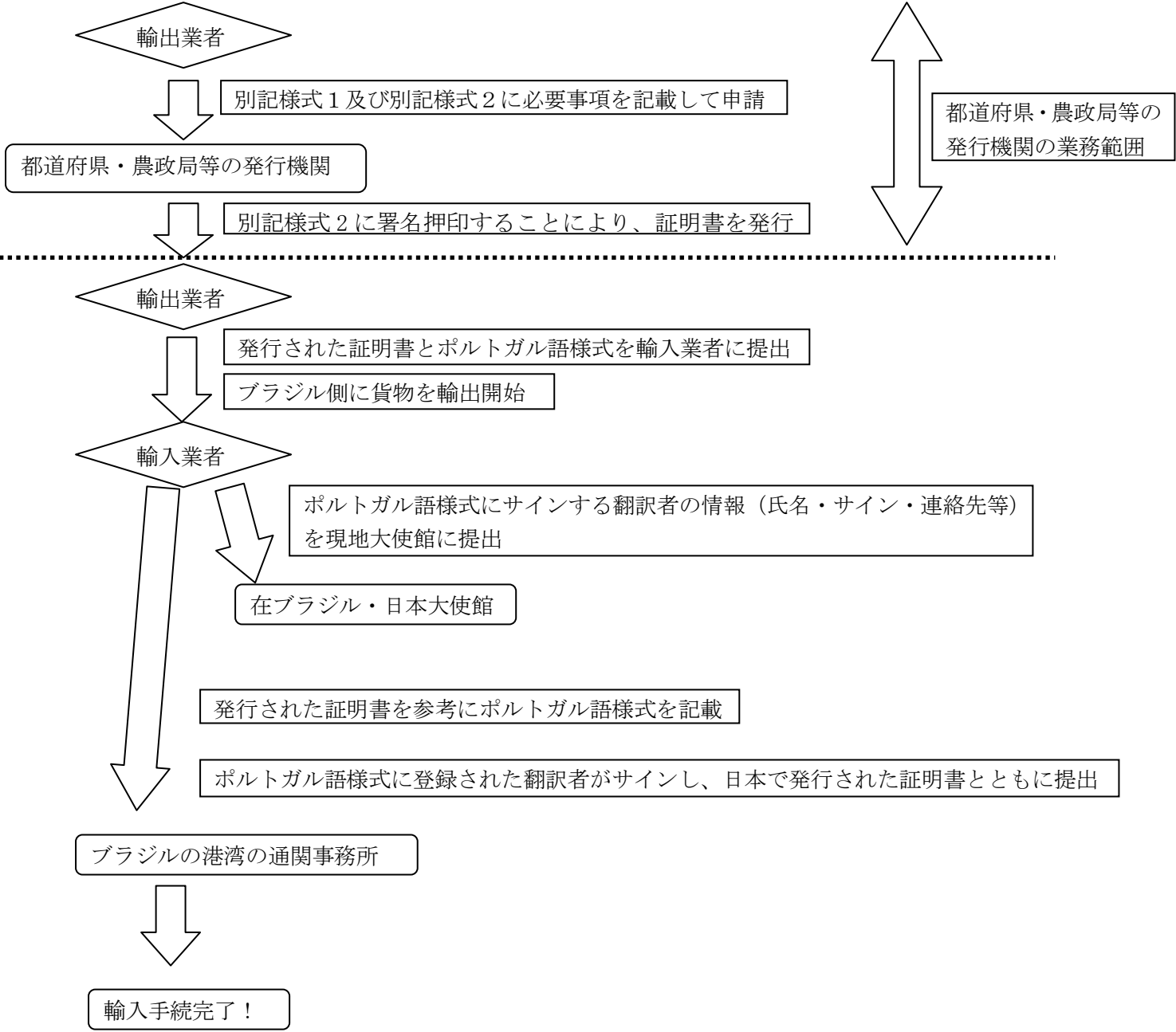
☐ is originating from a prefecture other than Miyagi, Yamagata, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Chiba, Saitama, Tokyo, Niigata, Yamanashi and Nagano.

☐ is originating from the prefectures Miyagi, Yamagata, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Chiba, Saitama, Tokyo, Niigata, Yamanashi and Nagano, to determine the level of the radionuclides, iodine-131, caesium-134 and caesium-137, and the analytical results are in compliance with the maximum levels of the “Provisional regulation value of radioactive materials in food in accordance with the Codex Standard (193-1995). The analytical report is attached.

Done aton

Stamp and signature of
authorized representative of competent authority

ブラジル向けの証明書の発行手続きのフロー



諸外国・地域の規制措置(6月29日現在)

- ・掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・各国・地域の詳細な規制内容については、掲載した各国政府HP等を御参考に、各国の政府機関へ御確認して下さい。
- ・各国・地域から求められる政府作成の各種証明の取扱については、輸出国との間で発行条件等に関する協議が整い次第、順次当ホームページに掲載します。

① 日本の全ての食品につき輸入停止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インドネシア	4 7 都道府県	加工食品、ミネラルウォーター	政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求	証明がない場合はインドネシアにて全ロット検査	駐日インドネシア大使館 電話 03-3441-4201 FAX 03-3447-1697	
		牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求			
		水産物、養殖用薬品、えさ	放射性物質の検査証明書を要求	証明がない場合はインドネシアにて検査		
タイ	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県）	全ての食品	タイの省令で規定された検査機関作成の放射性物質の検査報告書を要求	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	駐日タイ王国大使館 電話 03-6661-3844 FAX 03-3791-1400 E-mail agrithai@extra.ocn.ne.jp	
	12都県以外		政府作成の産地証明書を要求			
韓国	福島	ほうれんそう、かきな等、梅、原乳、きのご類、たけのこ、青わらび、こうなご、やまめ、飼料	輸入停止		駐日大韓民国大使館(経済部) 電話 03-3225-8667 E-mail economic_jp@mofat.go.kr [問い合わせ時には、住所、電話番号、E-mailアドレスを添えること]	○食品医薬品安全庁：生鮮及び加工食品(畜水産物を除く) http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56 ○農林水産食品部：畜水産物 http://www.maf.go.kr/main.jsp ○水産物品質検査院釜山支院：水産物 http://cafe.daum.net/nfiabusan
	群馬	ほうれんそう、かきな、飼料				
	栃木	ほうれんそう、かきな、茶、飼料				
	茨城	ほうれんそう、かきな等、茶、原乳、飼料				
	千葉	ほうれんそう、かきな等、茶				
	神奈川	茶				
	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、埼玉、神奈川、静岡、東京（13都県）	上記県産品目を除く全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求		
中国	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉（10都県）	全ての食品、飼料	輸入停止	・日本産食品の海外輸出業者又は代理業者は、登録が必要 ・日本産食品の中国輸入業者に対し、輸入及び販売記録制度の導入	駐日中国大使館 経済商務処 電話 03-3440-2011 FAX 03-3446-8242	
	10都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品	政府作成の放射性物質の検査証明書及び産地証明書（産出県）を要求			
		水産物	上記に加え、中国輸入業者に産地・輸送経路を記した検疫許可申請を要求			
		その他の食品・飼料	政府作成の産地証明書（産出県）を要求			
ブルネイ	福島、東京、埼玉、栃木、群馬、茨城、千葉、神奈川（8県）	加工食品、農産品、鮮魚	輸入停止		駐日ブルネイ・ダルサラーム国大使館 電話：03-3447-7997	
	上記以外の道府県		輸出者作成の産地証明(産出県)及び公的機関作成の放射性物質の検査証明書の添付を要求			
マレーシア	福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、神奈川、埼玉、東京、千葉（11都県）	全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求	3月11日より前に収穫・加工した食品については、日付証明を要求	駐日マレーシア大使館 電話 03-3476-3840	
	11都県以外		政府作成の産地証明書を要求			
ブラジル	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県）	全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書（ポルトガル語翻訳付き）を要求	3月11日より前に製造・梱包した食品は、日付証明を要求（ポルトガル語翻訳付き）	駐日ブラジル大使館 電話 03-3404-5211	
	12都県以外		政府作成の産地証明（ポルトガル語翻訳付き）を要求			

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
ＥＵ	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川県（１３都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	(EU) 右記ホームページを参照	英語 http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=en 日本 http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=ja
	１３都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明(産出県)を要求 輸入国にてサンプル検査	5月25日輸出分から神奈川県を追加		
スイス、リヒテンシュタイン	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川県（１３都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	駐日スイス大使館 電話 03-5449-8400	
	１３都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明(産出県)を要求 輸入国にてサンプル検査	6月2日輸出分から神奈川県を追加		
ノルウェー	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川県（１３都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	駐日ノルウェー大使館 電話 03-6408-8100	
	１３都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明(産出県)を要求 輸入国にてサンプル検査	5月26日輸出分から神奈川県を追加		
アイスランド	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（１２都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	駐日アイスランド大使館 電話 03-3447-1944	
	１２都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明(産出県)を要求 輸入国にてサンプル検査			
仏領ポリネシア	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（１２都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求	3月11日より前に収穫・加工されたことを示す証明書を要求		仏領ポリネシア http://www.presidence.pf/
	１２都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明(産出県)を要求			
ニューカレドニア	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（１２都県）	全ての食品、飼料	輸入停止	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求		ニューカレドニア http://www.gouv.nc/
	１２都県以外	全ての食品、飼料	産地証明(産地県)を要求			
アラブ首長国連邦	４７都道府県	生鮮食品	輸入停止		駐日アラブ首長国連邦大使館 電話 03-5489-0804	
		その他の食品	政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求			
イラク	４７都道府県	全ての食品	輸入停止		駐日イラク大使館 電話 03-5449-3231	
オマーン	４７都道府県	全ての食品	政府又は国際機関作成の放射性物質の検査証明書を要求		駐日オマーン大使館 電話 03-5468-1088	
		生鮮食品、果実、ミルク(粉ミルクを含む)	上記に加え、オマーンにてサンプル検査を実施			
カタール	４７都道府県	全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求		駐日カタール大使館 電話 03-5475-0611	
クウェート	４７都道府県	全ての食品	輸入停止		駐日クウェート大使館 電話 03-3455-0361	
バーレーン	４７都道府県	全ての食品	放射性物質の検査証明書を要求		駐日バーレーン王国大使館 電話 03-3584-8001	
レバノン	４７都道府県	全ての食品、飼料	輸入停止		駐日レバノン大使館 電話 03-5114-9950	
エジプト	４７都道府県	全ての食品、植物、植物製品等	輸入停止	3月11日以降に日本から出荷されたもの	駐日エジプト大使館 電話 03-3770-8022	
		植物の種及び苗	エジプトにて検査を実施			
コンゴ民主共和国	４７都道府県	全ての食品	輸入停止		駐日コンゴ民主共和国大使館 電話 03-5820-1579	
モロッコ	４７都道府県	全ての食品、飼料	輸入停止	照会があれば、個別対応の余地あり。	駐日モロッコ王国大使館 電話 03-5485-7171	

② 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求し、他の品目の全部または一部につき全ロット検査

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
台湾	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（５県）	全ての食品	輸入停止		台北駐日経済文化代表処 電話 03-3280-7884 FAX 03-3280-7928 E-mail economy@roc-taiwan.org	
	５県以外	野菜・果実、水産物、海藻類、乳製品、ミネラルウォーターなどの飲料水、ベビーフード	台湾にて全ロット検査			
		加工食品	台湾にてサンプル検査			
フィリピン	福島、群馬、栃木、茨城（４県）	食肉、牛乳・乳製品（チョコレート、クッキーを含む）、飼育用動物、飼料	輸入停止		駐日フィリピン大使館 電話 03-5562-1600	
	４県以外		フィリピンにてサンプル検査			
	福島、群馬、栃木、茨城、岩手、宮城（６県）	野菜・果実、植物、種苗等	輸入停止			
	６県以外		権限ある当局の放射性物質の検査証明書を要求			
		加工食品	フィリピンにてサンプル検査			
ベトナム	４ ７ 都道府県	水産品	フィリピンにて全ロット検査（放射性物質の検査証明書があれば検査を省略）			
	福島、茨城、栃木、千葉（４県）	加工・包装食品	政府又は指定機関作成の放射性物質の検査証明書を要求 ベトナムにてサンプル検査	証明がなければベトナムにて全ロット検査	駐日ベトナム大使館 電話 03-3466-3311	
	４県以外		政府又は指定機関作成の放射性物質の検査証明書を要求	証明がなければベトナムにてサンプル検査		
	福島、茨城、栃木、群馬、新潟、山形（６県）	生鮮食品	ベトナムにて全ロット検査			
	６県以外		ベトナムにてサンプル検査			

③ 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
シンガポール	福島、群馬、栃木、茨城（４県）	食肉、牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品、水産物	輸入停止	3月11日より前に収穫・製造した食品については日付証明を要求 放射性物質が検出された場合、通関不可	シンガポール農食品獣医庁(Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore) Quarantine & Inspection Department Tel: +[65]6227 0670 Fax: +[65]6227 6305 Email: ava_email@ava.gov.sg	○Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore http://www.ava.gov.sg/
	千葉、東京、神奈川、埼玉（４都県）	野菜・果実とその加工品				
		食肉、牛乳・乳製品、水産物	政府作成の産地証明（産地県）を要求 シンガポールにてサンプル検査			
	上記以外の道府県	食肉、牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品、水産物				
香港	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（５県）	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク	輸入停止		香港政府経済貿易代表部 電話 03-3556-8980 FAX 03-3556-8968 E-mail tokyo_enquiry@hketotyo.gov.hk	○香港経済貿易代表部（東京） http://www.hketotyo.gov.hk/
		食肉（卵を含む）、水産物	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求			
		加工食品	香港にてサンプル検査			
	５県以外	全ての食品				
マカオ	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京（１２都県）	全ての食品	輸入停止			

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
米国	福島	ほうれんそう、かき、な、原乳、きのこ、イカナゴの稚魚、たけのこ、こごみ、等	輸入停止	放射性物質の検査証明については、米国内の検査機関によることも可	駐日米国大使館 電話 03-3224-5000	○米国食品医薬品局（FDA）： ・Import Alert http://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert_621.html ・Questions about Food Safety http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm#importjapan
	栃木	ほうれんそう、茶				
	茨城	茶				
	福島、栃木、茨城（3県）	牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品（上記を除く）	放射性物質の検査証明書を要求			
	3県以外	上記以外の食品、飼料 食品、飼料	米国にてサンプル検査			
チリ	47都道府県	穀物、植物の根、塊茎、野菜、果実、肉、肉製品、魚介類・それらの派生品、牛乳・乳製品、幼児用食品	放射性物質の検査証明書を要求		駐日チリ共和国大使館 電話 03-3769-0551/03-3769-0755	
ロシア	福島、群馬、栃木、茨城、東京、千葉（6都県）	全ての食品	輸入停止		駐日ロシア大使館 電話 03-3583-4224 / 03-3583-5982 Fax 03-3505-0593	
	6都県以外		ロシアにて検査			
	242施設（青森、岩手、宮城、福島、山形、茨城、千葉、新潟県に所在する施設）	水産品・水産加工品	輸入停止			

④ 検査強化

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インド	47都道府県	全ての食品	インドにてサンプル検査		駐日インド大使館 電話 03-3262-2391 FAX 03-3234-4866 E-mail embassy@indembjp.org	
ネパール	47都道府県	全ての食品	ネパールにてサンプル検査		駐日ネパール大使館 電話 03-3713-6241	
パキスタン	47都道府県	全ての食品	パキスタンにてサンプル検査（放射性物質の検査証明書があれば検査を省略）		駐日パキスタン大使館 電話 03-5421-7741	
ミャンマー	47都道府県	全ての食品	ミャンマーにて検査	ヤンゴン港及びヤンゴン国際空港でのみ実施	駐日ミャンマー大使館 電話 03-3441-9291 FAX 03-3447-7394	
豪州	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5県）	牛乳・乳製品、野菜・果実、水産物	豪州にてサンプル検査		駐日オーストラリア大使館 電話 03-5232-4111	○豪州・NZ食品基準機関（FSANZ） http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets2011/safetyoffoodfromjapa5110.cfm
	宮城、山形、新潟、長野、埼玉、東京、神奈川、静岡（8都県）	野菜				
ニュージーランド	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城（6県）	牛乳・乳製品、食肉、野菜・果実、茶、海藻等	検査強化		駐日ニュージーランド大使館 電話 03-3467-2271	○NZ農林省食品安全庁 http://www.foodsafety.govt.nz/
	埼玉、東京、神奈川、静岡、山梨（5都県）	茶				
	新潟、山形、長野（3県）	ケースバイケースで判断				
	47都道府県	牛乳・乳製品、食肉、野菜・果実、水産物、キノコ、茶、米・穀物、大豆・大豆製品、紅ショウガ、ワサビ等（14都県の上記除く）	輸入業者、通関業者が産地を自己申告すれば、通常の輸入検査			
ウクライナ	47都道府県	全ての食品	ウクライナにて検査		駐日ウクライナ大使館 電話 03-5474-9770	
イラン	47都道府県	全ての食品	イランにてサンプル検査		駐日イラン・イスラム共和国大使館 電話 03-3446-8011	

⑤ その他（規制措置の完全解除）

カナダ （これまで右の措置を講じていたが、6月13日から全て解除）	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県）	全ての食品、飼料（原材料を含む）	政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求（3月11日より前に収穫・製造した食品については、その旨を証明できれば上記は不要） カナダにてサンプル検査	適切な書類がないものは、通関を認めてよいか判断するため、当局によって留置・検査を実施	駐日カナダ大使館 電話 03-5412-6200	○食品検査庁 http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/imp/eartere.shtml
	12都県以外		取扱業者作成の産出票、保管場所等の証明を要求 カナダにてサンプル検査			